

令和7年度 長浜市市民で支える小学校給食費補助事業 について

この制度は、次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校の学校給食費を全額補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。

小学校に在籍する児童の保護者は、必ず補助申請が必要ですので、**令和7年4月14日(月)まで**に申請をお願いします。

※年度ごとに提出が必要ですので、お忘れのないようにお願いします。

1. 補助対象者

小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある人

ただし、次の方は、補助の対象になりません。

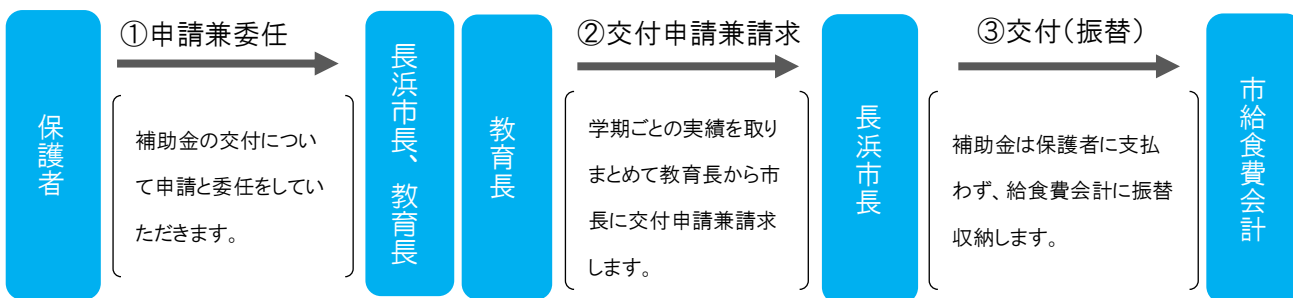
- ・就学援助費、特別支援教育就学奨励費を受給されている場合
(※特別支援教育就学奨励費を受給されている場合で、学校給食費の自己負担分がある場合は補助対象。詳細は裏面をご覧ください。)
- ・生活保護を受けている場合
- ・在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない場合
- ・学校給食費を滞納している場合

小学校の給食費 1人あたり
月額：4,500円
年間：49,500円 を
市民の皆さんに支えて
いただいています。



2. 補助の概要

長浜市から直接、市の給食費科目に学校給食費の実費分(補助金)の振替を行うため、学校給食費を市や小学校に支払っていただく必要はありません。



3. 補助申請の方法

電子申請(きずなネットのフォーム)をしてください。

※電子申請が困難な方については、紙(申請書)での申請も受け付けます。

申請書については、在籍の小学校に申し出ていただき、ご記入の上、在籍の小学校もしくは学校給食課まで提出してください。

申請書はホームページからもダウンロードできます。

4. 受付期間

令和7年4月14日(月)まで

就学援助、特別支援教育就学奨励を申請中、または生活保護を受けている場合

これらの場合は、それぞれ補助の申請方法などが異なりますので、ご注意ください。

1. 就学援助を申請中の入

就学援助を申請中(予定含む)の人は、その認定・否認定に関わらず、補助申請書を提出してください。

(※就学援助の認定・否認定の通知は、6月下旬ごろに行います。)

(1) 認定となった場合

学校給食費にかかる就学援助費は、長浜市から直接、市の給食費科目に振替するため、保護者から小学校に学校給食費を支払っていただく必要はありません。

(2) 否認定となった場合

長浜市から直接、市の給食費科目に学校給食費(補助金)を振替するため、保護者から小学校に学校給食費を支払っていただく必要はありません。

2. 特別支援教育就学奨励を申請中の入

特別支援教育就学奨励を申請中(予定含む)の人は、その認定・否認定に関わらず、補助申請書を提出してください。

(1) 認定となった場合

特別支援教育就学奨励費として学校給食費の一部を受給されることになるため、残りの自己負担分の学校給食費を補助します。

なお、学校給食費にかかる特別支援教育就学奨励費と残りの自己負担分に対する補助金は、長浜市から直接、市の給食費科目に振替するため、保護者の方から小学校に学校給食費を支払っていただく必要はありません。

(2) 否認定となった場合

長浜市から直接、市の給食費科目に学校給食費(補助金)を振替するため、保護者から小学校に学校給食費を支払っていただく必要はありません。

※国や県などの特別支援教育就学奨励で、学校給食費の全額給付を受けている場合は補助対象外です。

3. 生活保護を受けている人

学校給食費にかかる生活保護による教育扶助を受けられているため、補助申請書の提出は必要ありません(補助対象外)。



＜問い合わせ先＞ 長浜市教育委員会事務局 学校給食課
(長浜市南田附町 535 南部学校給食センター)
電話：0749-63-5818